

「令和3年度八幡平市における地熱と共生する文化・産業の次世代への継承事業」に係る参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年 4月 27日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 地熱統括部長 高橋 健一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 公募招請の趣旨

本業務については、岩手県八幡平市において、八幡平市と協力し、地熱と共生する文化・産業の次世代への承継事業を行い、地域振興を支援するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募を行った結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、その者との契約手続に移行する予定である。応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、企画競争の手続に移行する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名：令和3年度八幡平市における地熱と共生する文化・産業の次世代への継承事業
- (2) 業務内容：「地熱発電による地域の産業振興モデル地区」に認定された岩手県八幡平市において令和2年度に実施した「地熱と共生する文化・産業の次世代への継承事業」の実施業務
- (3) 履行期間：契約締結日から令和4年2月28日まで。

3. 業務目的

機構がモデル地区として認定した岩手県八幡平市において、令和2年度から「地熱と共生する文化・産業の次世代への継承事業」を実施してきた。

令和3年度においては、令和2年度の成果を基に地熱データブック※を完成させるとともに、これを活用するための関連ツールの作成等も実施し、令和4年度以降の取組に反映させることを目的とする。

※八幡平市が有する、次世代へ継承すべき内容等を取りまとめ整理したものを「地熱データブック」と仮称している。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の「競争参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- ②現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- ③令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「A」又は「B」の等級に格付けされた者であること。

- ④本業務の主となる企画及び立案並びに執行管理について、再委託・外注（請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託等」という。）を行わないこと。（なお、本条件は、再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先（委託という名称を使用しているが、請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託先等」という。）へ付す必要がある。）
- ⑤本業務の一部を再委託等する場合、グループ企業との取引であることをのみを選定理由とした調達は認めないことに同意すること。（なお、本条件は、再委託先等へ付す必要がある。また、グループ企業の定義は、6. その他（10）を参照すること。）
- ⑥本業務の一部を再委託等する場合、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）に対する再委託・外注費の額（消費税及び地方消費税額を含む。）の割合が50%を超える場合は、相当な理由を明記した理由書（説明書の資料番号3を参照。）を提出する必要があることに同意すること。（本条件は、再委託先等へ付す必要がある。）

なお、一般競争入札等の手続へ移行する場合は、入札公告等で指示する。また、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合に、契約手続へ移行した際、本要件に該当する場合は、当該理由書の提出を求める。

- ⑦本業務は、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）から機構が補助金の交付を受けて実施する事業（資源エネルギー庁が大規模間接補助事業として指定）の一部を委託するものである。機構は、本業務の委託契約書に基づき、本業務終了後、提出された実績報告書を踏まえて、原則、現地調査等を行い、支払うべき額を確定する。現地調査の際には、全ての費用を明らかにした帳票類及び領収書等の証拠書類が必要となり、当該費用は、厳格に審査し、本業務に必要と認められない経費等については、支払うべき額の対象外となる可能性がある。
- また、補助金交付要綱に基づき、資源エネルギー庁は、本業務の受託者及び再委託先等に対しても、同様の現地調査等を実施する場合があります。資源エネルギー庁が同様の現地調査等を実施する場合、本業務の受託者及び再委託先等は、同意しなければならない。さらに、機構も本業務の再委託先等に対しても現地調査等を実施する場合があります。同じく同意しなければならない。
- ⑧公募要領等に基づき、資源エネルギー庁は、契約締結時及び事業終了後に、履行体制図（契約金額100万円以上の全ての受託者及び再委託先等が対象となり、公表する情報は、事業者名、住所、契約金額、業務の範囲等となる。）を資源エネルギー庁ホームページで公表するが、受託者及び再委託先等は、公表することに同意しなければならない。ただし、不開示とする情報の範囲については、機構が資源エネルギー庁との調整を経て決定することになる。

（2）技術力に関する要件

- ・地域のくらし・文化・産業等の関わりについて歴史や現状を取りまとめ、それらを次世代へと承継していくための企画・提案ができること。
- ・地熱や火山に係る地域資源情報・歴史情報の収集・整理等を効率よく実施するためのノウハウを有していること。

（3）業務実績に関する要件

本件と同等又は類似の地方創成に係る業務の実績があり、資料により、その実績を証明できること。

5. 手続等

(1) 担当部局：

〒105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

地熱事業部企画課 担当：寺井、金瀬

TEL : 03-6758-8001

E-MAIL : koubo-h31@jogmec.go.jp

(2) 説明会の開催の有無： 無

(3) 説明書の交付期間、場所及び方法：

説明書の交付希望者は、上記(1)のメールアドレスへ電子メールで連絡すること。その際、連絡先(商号又は名称、担当者名、電話番号、メールアドレス)を記載すること。

上記(1)の担当者は、電子メール又は手渡しにて、説明書を交付する。説明書の交付期限は、令和3年5月11日(火)17時00分までとする。

なお、手渡しの交付を希望する場合は、電子メールにその旨を記述の上、事前に上記(1)の担当者と日時を調整すること。

(4) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法：

令和3年5月12日(水)17時00分までに、上記(1)の担当者宛てに郵送(必着)又は持込みにより提出のこと。

なお、提出の際には、事前に上記(1)の担当者へ電子メール又は電話で連絡すること。

(5) 審査結果の通知等

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、上記(1)の担当部局から電子メール等で通知する。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：

上記5.(1)に同じ。

(3) 企画競争の公告を行うこととなった場合、その旨を後日通知する。

(4) 詳細は仕様書(説明書の資料番号1)による。

(5) 契約書の作成：

機構の委託契約書案(説明書の資料番号2。以下同じ。)による。本調達の受託を希望する者は、委託契約書案の内容等を確認の上、応募すること。質問がある場合は、上記5.(1)の担当部局へ電子メールで問い合わせること。

※経済産業省が公表している委託契約書(フォーマット)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

(6) 見積書の提出：

応募要件を満たすと認められる者が1者の場合は、契約手続へ移行するが、その際、見積書及び内訳（説明書の資料番号5）の提出が必要となる。

(7) 一般管理費の算出：

本業務は、資源エネルギー庁から機構が補助金の交付を受けて実施する事業（資源エネルギー庁が大規模間接補助事業として指定）の一部を委託するものであるため、受託者及び再委託先等の一般管理費の積算は、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R3.1）」（以下「補助マニュアル」という。）の「11. 委託・外注費に関する経理処理」に記載されている「精算処理の対象業務（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において一般管理費を計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の「入札広告等において別途指示する大規模事業の場合」と同じ率を上限としてください」に沿って計算する必要がある。

具体的な計算方法は以下のとおりである。

委託事業事務処理マニュアル（以下「委託マニュアル」という。）（33ページの抜粋）

12. 一般管理費に関する経理処理

▶一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費（Ⅰ. 人件費} + \text{Ⅱ. 事業費）} \times \text{一般管理費率}$$

※直接経費には、「Ⅲ. 再委託・外注費」は含まない。

また、受託者及び再委託先等の一般管理費の一般管理費率は、委託マニュアルの「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」に基づき、上限を8%とし、もしくは委託マニュアルに記載の計算式（委託マニュアルの33ページから34ページを参照のこと。）によって算出された率のいずれか低い率を設定する。

ただし、特殊要因がある場合は、資源エネルギー庁と機構間の都度協議の上、特殊要因による一般管理費率を決定することになるが、資源エネルギー庁が特殊要因による一般管理費率を認めない場合、特殊要因による一般管理費率を使用することができない。

（特殊要因がある場合、事前に資源エネルギー庁との協議が必要となり、特殊要因の協議が整わない場合の一般管理費率は、上限の8%、もしくは委託マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率を設定することになるため、応募要件を満たすと認められる者が1者で、契約手続へ移行する場合は、上記5.（1）の担当者が指示する日の前日から起算して営業日で6日前までに、同担当者が別途指示する資料を作成の上、同担当者へ提出すること。）

委託マニュアル（31ページの抜粋）

11. 再委託・外注費に関する経理処理

<入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理>

なお、一般管理費を計上する場合は、経費に対して8%もしくは、本マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率としてください。ただし、特殊要因等がある場合は、当省と受託者間の都度協議のうえ一般管理費率を決定します。

(8) 再委託・外注費に係る精算処理又は経費の確認：

本業務は、資源エネルギー庁から機構が補助金の交付を受けて実施する事業（資源エネルギー庁が大規模間接補助事業として指定）の一部を委託するものであるため、受託者及び再委託先等は、補助マニュアルの「11. 委託・外注費に関する経理処理」のうち「公募要領等において別途指定する大規模間接補助事業の場合の処理」を参照等して、精算処理又は経費の確認を行う必要がある。

(9) 補助マニュアル：

本業務は、資源エネルギー庁から機構が補助金の交付を受けて実施する事業（資源エネルギー庁が大規模間接補助事業として指定）の一部を委託するものであることから、受託者及び再委託先等が行う本業務の事務処理・経理処理については、補助マニュアルを参照等して処理することとなるため、内容を承知の上、応募すること。

※経済産業省が公表している補助マニュアル

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

(10) 4. 応募要件 (1) 基本的要件⑤のグループ企業の定義は、次のとおり。

補助マニュアル（34ページから35ページの抜粋）

11. 委託・外注費に関する経理処理

<公募要領等において別途指定する大規模間接補助事業の場合の処理>

※グループ企業とは、

- 株式会社等 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する「関係会社」
- 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する「子法人」及び同法第2章第2節に規定する「社員」
- 一般財団法人 同法第2条第4号に規定する「子法人」及び第3章第2節に規定する「評議員」

(11) 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、契約締結の延期や業務内容を変更又は中止することがある。

(12) 本件に係る手続のため、機構に入構する場合は、感染拡大を防止するための対策（マスク着用、手指消毒等）を徹底すること。

7. 契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上